

Ⅲ. 着実な社会資本の整備に向けて

1. 広域地方計画及び社会資本の重点整備方針の策定について

1-1 四国圏広域地方計画の策定

～開発中心の計画から、成熟社会型の計画に～

国土の利用、整備、保全を推進するための、総合的で、基本的な計画として「国土形成計画法」が、平成17年7月に制定されました。

国土形成計画は、全国計画（中央作成）と国と地方が対等な立場で協議し作成する広域地方計画（地方ブロック作成）の2層の計画であります。

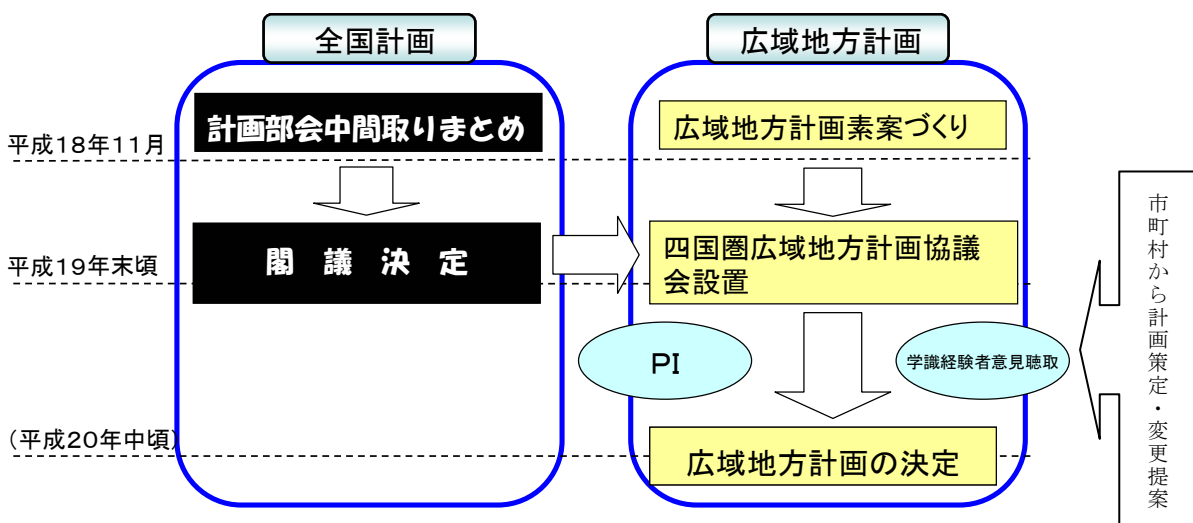
平成20年中頃には、国土交通大臣が、四国ブロックとしての広域地方計画を決定することになります。

広域地方計画の策定においては、国の地方支分部局と4県、各県市長会及び経済団体等で四国圏広域地方計画協議会（知事、局長クラス）を組織し四国圏広域地方計画の中間取りまとめを行います。更に、中間取りまとめに対して、市町村から計画策定・変更提案を頂き学識経験者の意見聴取を実施します。

また、途中課程では、広く住民とともに考えるシンポジウムを各県で開催します。

《平成20年度の取り組み》 —広域地方計画の策定—

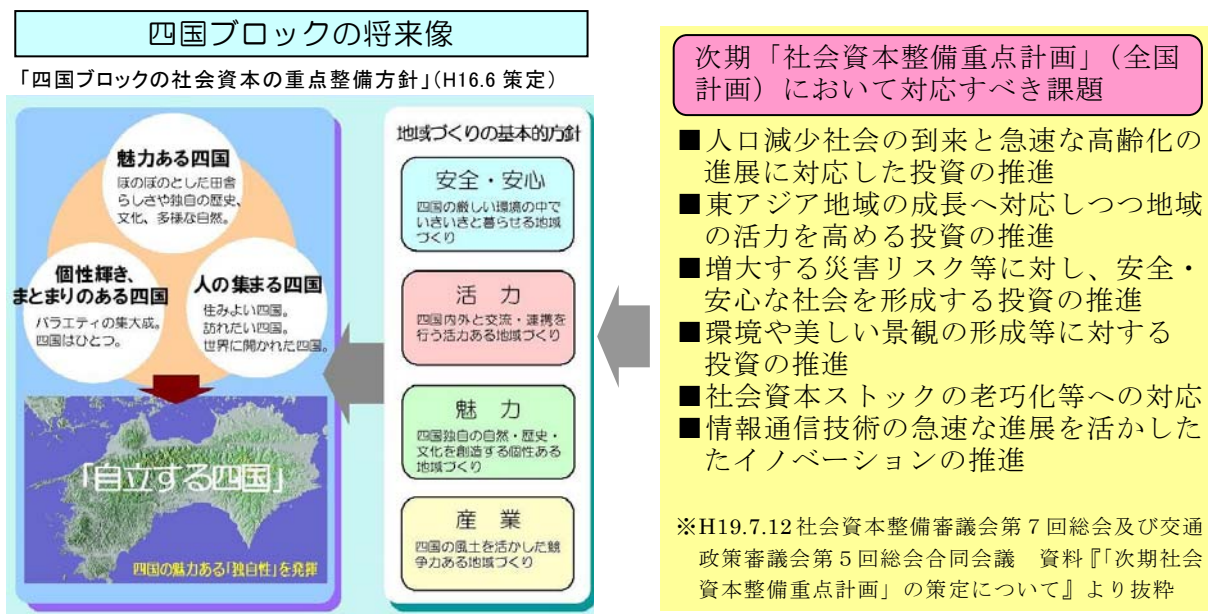
広域地方計画に対しては、PI及び学識経験者からの意見聴取を行い、平成20年中頃には国土交通大臣が四国圏広域地方計画の決定を行います。



1-2 四国ブロックの社会資本の重点整備方針の策定

現行の「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」は、平成19年度までの事業計画について、平成16年6月に策定し、社会資本整備の着実な推進を図ってきたところです。

今後、“自立する四国”を実現するため、最近の社会情勢を加味しつつ、平成20年度中に次期「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」の策定を行います。



2. 公共事業の品質確保の促進

《 方針 》

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月）」（以下「品確法」という）の施行を踏まえ、四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施するとともに、国が手本を示し、市町村まで品質確保の取り組みを促進します。

- 《 法律のポイント 》
- 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
 - 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
 - 発注者をサポートする仕組みの明確化

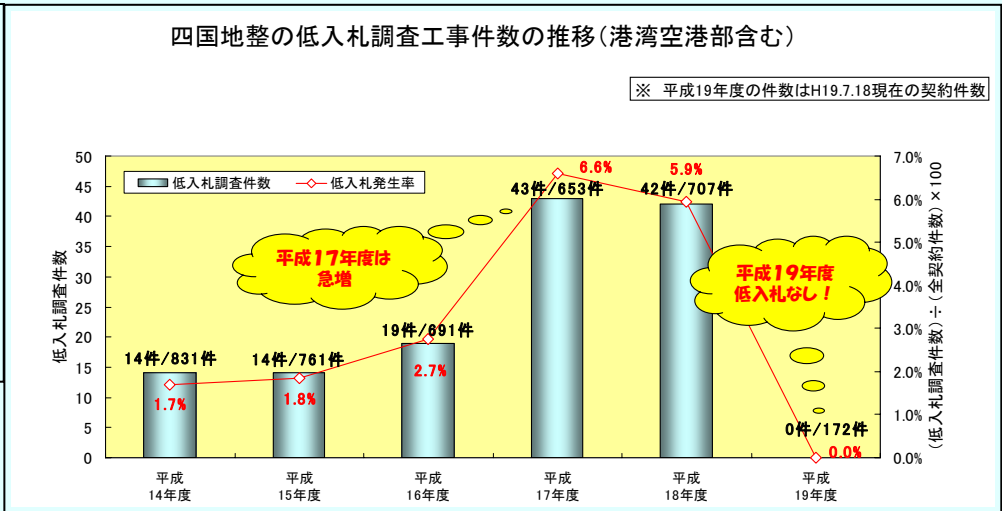
2-1 総合評価方式の拡大

- 平成 18 年度から実施している、原則すべての工事において、一般競争入札かつ総合評価方式による発注を、継続して推進します。
- 取り組みの遅れている地方自治体、特に市町村への総合評価方式の普及拡大を積極的に支援します。
- 新たなダンピング対策として平成 19 年度より原則、すべての工事において、施工体制や品質確保を評価する「施工体制確認型総合評価方式」による発注を継続して推進します。
- 全国初の「加算方式」による総合評価の試行結果を踏まえ、試行を拡大します。

TOPICS

施工体制確認型総合評価方式は低価格入札に効果あり！

平成 19 年度より施工体制確認型総合評価をすべての工事で試行した結果低価格入札での契約案件は発生していません。



2-2 多様な入札契約の拡大

- 平成18年度より試行実施している「新たな実験計画（社会実験）」については、引き続きその検証を踏まえ、計画的に推進します。
- また、設計施工一括発注方式や詳細設計付施工発注方式など多様な入札契約方式の拡大を推進します。
- 設計・施工の分離発注の原則も踏まえ、設計を担当する建設コンサルタントと工事や仮設設計を担当する建設会社が協同して設計及び工事を行う「異業種JV」について検討します。

2-3 調査設計業務の取り組み

- 簡易公募型（競争入札・プロポーザル）方式の拡大を図るとともに、総合評価方式による発注の試行を拡大します。
- 調査設計業務の成果品のチェック体制強化のための第三者照査や発注者・設計業務受注者・工事施工者の三者による設計施工調整会議の実施・検証により、コンサルタント業務における公共工事の品質確保の推進を図ります。

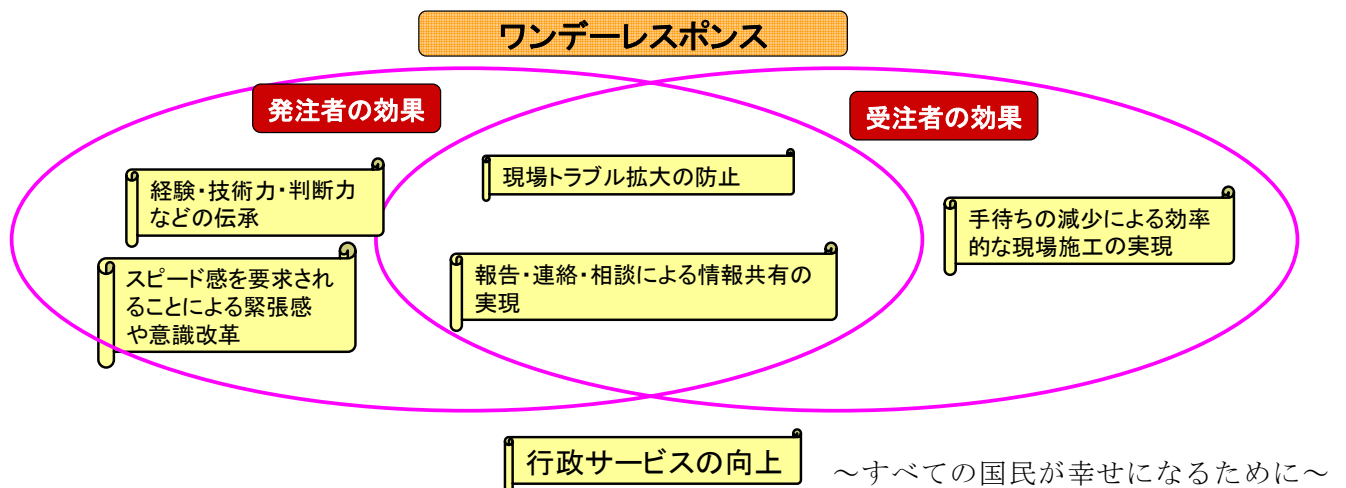
1,000万円以上の調査設計業務について、簡易公募型（競争入札・プロポーザル）方式による発注に拡大することにより、全体の約70%の調査設計業務が本方式（簡易公募型）での発注となります。

2-4 公共工事発注者支援技術者制度

- 公共工事の品質確保の推進を目的に、四国地方整備局、4県及び四国内全96市町村で構成された「四国地方公共工事品質確保推進協議会」においては、会員相互の協力体制を強化、情報交換を行うなど連携を図り、発注関係事務を適切に実施するための体制づくりの検討、地方公共団体等への発注者支援を積極的に推進します。
- その一環として「四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度」を制度化し、現在、1,418名が登録されています。
- 今後、本制度の充実を図るとともに、市町村の総合評価を促進させるため、発注者支援技術者の活用を積極的に促進します。

2-5 ワンデーレスポンスによる工程短縮の推進

- ワンデーレスポンスとは、現場で発生する諸問題に対し「その日のうち」に対応することにより、現場の「手待ち」をなくし工程短縮やそれに伴う経費の削減など効率的な作業が可能となるようにするものです。
- 平成 19 年度は各事務所 1 工事以上の試行を行います。
- 平成 20 年度は更なる試行の拡大を推進します。



2-6 新技術の活用促進

公共事業で有用な新技術の促進を図ることで、よい技術が育成され、社会に還元されるスパイラルの確立を目指します。

平成 17 年度に「四国地方整備局新技術活用評価委員会」を設置し、平成 20 年度についても、引き続き新技術の積極的な活用とともに活用後の評価を行い結果を公表し、よい技術の普及促進を図ります。

また、四国地域の問題解決のため『四国テーマ設定技術』の公募を行い、委員会で評価していく事で、品質のよい安全・安心な地域作りを目指します。



四国テーマ設定技術で公募した無人化施工技術